平成２８年（フ）第１８号
高知県高岡郡佐川町甲824番地１宇賀荘２号
債務者　織田　泰彦
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第１７５号
神戸市西区池上１丁目２―16　ブリュンヒルト102号、住民票上の住所神戸市北区上津台６丁目34番11号
債務者　渡邊　正勝
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
神戸市西区玉津町出合44番地の１　シエルオカモト201号
債務者　藤川　浩
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
神戸市西区平野町印路887―８　特別養護老人ホーム西神戸エルダーハウス、住民票上の住所神戸市西区池上２丁目20番地の１　ぬくもりの家こころ西神戸413号
債務者　山口　嘉明
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６７８号
愛知県東海市中ノ池５丁目13番地の７　グリーンヒル浅井102号
債務者　北澤　昌幸
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　亮太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目14―29、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｋ棟404号
債務者　仲野　俊哉
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　晶之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２３号
福岡県久留米市合川町395番地１　アザレアハイツ江崎306号
債務者　西山雄一郎
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤麻美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４５４号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅６棟108号
債務者　髙戸今日子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６１号
函館市八幡町２番２号　ハイブローム八幡１Ｆ―Ｃ号室
債務者　近藤　拓磨
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８９号
岐阜県大垣市南若森町２丁目117番地　川瀬住宅　東
債務者　野田　恵
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白405
債務者　西村　俊一
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白405
債務者　西村　春美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６０８号
札幌市清田区北野３条２丁目２番15号
債務者　長谷部　靖
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７０号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５―607号
債務者　工藤　史治
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７８１号
札幌市豊平区月寒中央通５丁目１番３―506号
債務者　鈴木　佑弥
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９６号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第３地割３番地１　舘住宅４号、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第38地割41番地
債務者　加藤　由香
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部